

令和2年3月26日

羽田空港新飛行経路の運用に関する対応について
(要 望 書)

国土交通大臣

赤 羽 一 嘉 様

川崎市長

福 田 紀 彦

大田区長

松 原 忠 義

羽田空港新飛行経路の運用に関する対応について（要望）

平素から、川崎市及び大田区のまちづくりの推進について、特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、羽田空港の機能強化に関し、新飛行経路として川崎市及び大田区において騒音影響などが考えられるB滑走路から西向きへ離陸する経路が示されております。

運用に当たっては、これまで国の責任において、騒音対策や落下物等の安全対策、さらに環境影響に配慮した方策を行っていくことが示されているところでございます。

こうした中、新飛行経路の実機飛行確認が行われ、初めてその状況を体感することとなりました。

これにより、川崎市においては、地元住民から騒音の大きさや圧迫感等に関する意見、研究機関等から企業活動への影響等に関する意見があり、騒音・安全対策等の着実な実施に加え、更なる対策の強化が重要と考えております。

大田区においては、区民から不安等の意見が寄せられており、区民が安心して生活できるようこれまで示された対策の確実な実施や更なる対策の強化、情報提供等の充実が重要と考えております。

つきましては、こうした地元からの騒音等を懸念する意見等を踏まえ、新飛行経路の運用にあたり、下記の事項について、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 騒音・振動影響の大きい機材によるB滑走路からの離陸の運用見直し及び建物への補償対策の実施等

【別紙1 川崎市要望】

- 2 羽田空港の機能強化等に関する事項

【別紙2 大田区要望】

【別紙 1】

31川ま交政第621号
令和2年3月26日

国土交通大臣
赤羽一嘉様

川崎市長
福田紀彦

騒音・振動影響の大きい機材による B 滑走路からの離陸の運用見直し及び建物への補償対策の実施等について

この度の実機飛行確認において、地元住民からは、これまでの説明会等からの想定を超える騒音の大きさや見た目の圧迫感等についての意見が出され、また、石油化学関連企業からは、屋外での安全操業に支障をきたす恐れがあること、さらに、研究機関等からは、騒音・振動による研究に不可欠な精密機器や実験動物の飼育への影響が確認され、今後の研究や企業活動に支障が生じるという意見が寄せられております。

これまで貴省からは、一層の低騒音機材の導入推進などの対策が示され、また、研究機関等での影響調査などが実施されましたが、これまで説明を受けていた推計値を上回る騒音・振動が計測・体感され、市民生活や企業活動への影響が生じることが危惧されます。

特に、キングスカイフロントにおいては研究機関の存続にかかわる事業活動への影響が大変懸念される状況です。

つきましては、国の責任において、これまで本市が要望してきた騒音・安全対策等の取組を着実に実施していただくことに加え、実機飛行確認における市民等から寄せられた意見を踏まえた更なる対策について、次のとおり、要望いたします。

記

1 騒音・振動影響の軽減対策

- (1) 新飛行経路の運用にあたり、B 7 7 7 - 3 0 0 などの騒音影響の大きな機材から、できる限り影響のない機材へ変更すること。
- (2) 騒音・振動の影響を極力軽減する観点から、影響の大きな機材については、B滑走路からの離陸の運用を早急に見直すこと。

2 防音工事助成制度の拡充

- (1) 従来助成対象でない研究施設等についても、専門家による科学的調査を行い、これに基づき、防音・防振工事助成などの対策を講じること。
- (2) 従来助成対象である住宅や学校、病院等については、新飛行経路の運用時間は限定されているものの、極めて大きな騒音値を計測しており、日常生活に影響を及ぼす実態を鑑み、助成制度の更なる拡充を行うこと。

3 騒音測定局の増設

新飛行経路の運用に伴い、騒音測定局を殿町小学校から殿町国際戦略特区内の国立医薬品食品衛生研究所に移設することとされているが、住宅地への騒音影響を詳細に把握し、市民への丁寧な情報提供を行うために、これまで騒音測定を行ってきた殿町小学校において、引き続き、騒音測定を実施するとともに、その測定値等を市民に対し、随時情報提供すること。

4 コンビナート上空飛行における安全対策

貴省から、コンビナート地域の飛行制限の見直しにあたり、安全運航に必要な措置について、責任を持って対応することの回答を受けておりますが、これを踏まえ、災害予防等に関する情報交換、事故・災害時の具体的な対処方策に関わるオペレーションの確認等の防災対策上の対応を図ること。

5 市民への丁寧な説明

このたびの実機飛行確認において、改めて市民等から騒音対策や安全対策等に関する意見や問合せが多く寄せられていることを踏まえ、引き続き、現地の状況をしっかりと確認するとともに、これを踏まえ、様々な手法を用いて、市民等に対する丁寧な説明を継続すること。

31 空空発第 10633 号
令和 2 年 3 月 26 日

国土交通大臣
赤 羽 一 嘉 様

大田区長
松 原 忠 義

羽田空港の機能強化等に関する要望について

羽田空港の機能強化等に関しては、これまで貴省から当区の要望に対して回答をいただき、ご対応いただいております。また、昨年 8 月に新飛行経路の運用開始及び国際線増便を実施することが発表されたことに伴い、機能強化後の羽田空港の運用について協議を実施し、確認いたしました。一方、地域からの要望を踏まえ先般実施されました実機飛行による確認において、当区としましては区内への騒音影響などを改めて認識したところでございます。

今後、空港と地域が共存共栄の関係をより強固なものとしていくためには、区民が安心して生活できるよう各種対策の確実な実施及び更なる対策の強化、情報提供が重要であることから、再度下記事項について要望いたします。

記

1 羽田空港の機能強化について

(1) 新飛行経路における騒音影響への対応

B 滑走路西向き離陸における長距離国際線の制限、低騒音機の導入促進等、これまで示された対策を確実に実施されたい。

また、その他騒音影響の大きい航空機の離陸についても制限を設けるなど、更なる騒音軽減措置を講じていただきたい。

運用開始後も騒音影響を検証、分析し、実状に応じた騒音軽減対策を実施していただきたい。

(2) 安全対策等の強化

これまで示された対策を確実に実施し、未然防止を図るとともに、その検証や評価を含めたさらなる対策の強化及び徹底を図り、万全を期していただきたい。

(3) 新飛行経路におけるゴーアラウンド経路

新飛行経路におけるゴーアラウンド経路については、令和 2 年 1 月 17 日付け国空首都第 107 号「機能強化後の東京国際空港の運用について（回答）」において文章で示されているが、図示いただきたい。

(4) 騒音測定局の増設検討

騒音測定局については、「現時点においては増設の計画はない」とされているが、運用開始後において既存局及び臨時測定等により区内の騒音影響を確認の上、必要に応じた増設を検討されたい。

(5) 引き続きの情報提供

運用開始後においても継続して区民の疑問などに答えるきめ細やかな情報提供は大変重要である。

また、騒音影響については、高い騒音値が測定された場合の原因分析や検証、安全対策は落下物防止対策等の取り組み状況などを区民等へ情報提供することは必要不可欠なものとして認識している。

引き続き、区民の不安を払拭するよう、また理解が深まるよう様々な手法を活用しながら適切かつ丁寧な情報提供を確実に実施していただきたい。

2 現行課題への対応について

(1) 現行滑走路運用による騒音影響の軽減

現行の滑走路運用において、区内上空を航空機が飛行していることから騒音軽減が図られるよう、更なる検討を進めるとともに必要な対策を講じていただきたい。

特に、人為的な要因等によるゴーアラウンドの減少については航空会社等と連携しながら取り組まれているものと理解しているが、具体的な取り組み状況について区をはじめ、区民等にも広くホームページなどを活用し、情報提供されたい。また、取り組み状況やその効果などについて検証するとともに、更なる騒音軽減措置を講じていただきたい。

(2) 情報提供等

今般の機能強化に関する貴省の取り組みを契機として、区民等の航空機の安全や環境影響などについての関心が高まっている。

区民等への情報公開に関して、具体的な内容などについて明示されたい。

また、羽田空港におけるゴーアラウンドやイレギュラー運航、大気汚染、その他航空に関する情報等に関しては、引き続き当区へ迅速かつ適切に情報提供いただくとともに、今後区民等に対しても適切かつ確実に情報公開していただきたい。

3 羽田空港周辺地域への対応について

貴省に対し、東京国際空港（羽田空港）移転騒音対策連合協議会から三度にわたり要望書が提出されており、その都度対応いただいているところである。

引き続き、羽田空港周辺地域に住んでいる区民の要望として重く受け止めるとともに、地域の声をしっかりと聞きながら、適切に対応していただきたい。